



次の「感染症危機」に備える 新型インフルエンザ等対策行動計画改定

1 感染症危機とは？ 新型インフルエンザ等対策特別措置法<以下、特措法>及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画<以下、政府行動計画>より

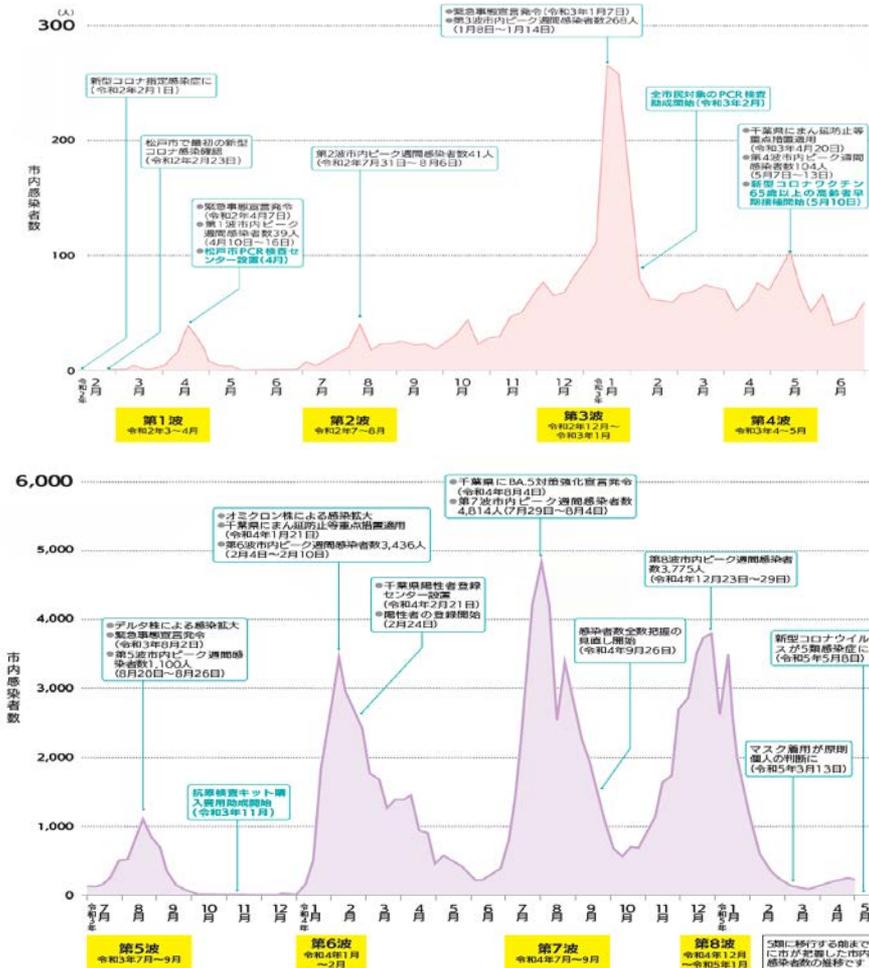
新型インフルエンザ等とは

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症を想定。発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能。

感染症危機とは

新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ病状の程度が重篤になるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼす状況。

2 新型コロナウイルス感染症の市内感染者の推移と主な取り組み(広報まつど令和5年9月15日号抜粋)



3 政府行動計画(平成25年、平成29年一部改定)における想定

強毒性鳥インフルエンザAによるパンデミック(世界的感染拡大)を想定

4 問題点

1. 病原体はこれまで経験したことのない新型コロナウイルスであった
2. 病原体が遺伝子変異を繰り返した
3. 流行早期には有効な抗ウイルス薬がなかった
4. ウイルス感染による致死率は減少し逆に感染力が強くなる傾向がみられた

3. 4参考 内閣府感染症危機管理統括庁ホームページ、2025年1月10日同庁シンポジウム資料

5 新しい政府行動計画(令和6年7月2日)は、初めての抜本的改正

- ・「内閣感染症危機管理統括庁」「国立健康危機管理研究機構(JIHS)」を設置
- ・ガバナンス強化
- ・平時の協定締結による準備体制確立
- ・「G-MIS」(ジームス 国が運用し県が関与する医療機関等情報支援システム)に医療機関等が入力した情報の活用等による、DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進
- ・感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、発生の状況に関する事実や、当該インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定めた「基本的対処方針」(特措法第十八条)を速やかに作成して対応

6 政府行動計画改定に倣い、千葉県も新型インフルエンザ等対策行動計画を改定(令和7年3月26日)

- ・平時から、近隣都県及び県内市町村との連携を図る旨を明記
- ・県の役割に「地域健康危機管理推進会議」に係る記載を加え、本会議体を新型インフルエンザ等対策でも活用することを明記
- ・千葉県衛生研究所や、感染症指定医療機関等の、高い専門性を有する機関間の連携強化について特記
- ・国際空港や港を有し、全国で最も早く患者が発生する可能性に備えた体制整備

7 松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年11月、平成30年3月一部改定)の今回改定について

市は

●基本的対処方針に基づき、市域における対策を的確かつ迅速に実行する。
また関係機関が実施する対策を総合的に推進する(特措法第三条)

事業者及び市民は

●平時から知識や情報を得る手段を知り、個人で備えるなど
予防や感染拡大の防止に努め、対策に協力する(特措法第四条)

・政府及び千葉県の行動計画改定に倣いつつ、国が「作成の手引き」に示した一般市で必須とされる項目と、それ以外の項目も市として独自に追加する。
・特に「平時の準備のうち、初動期の体制づくり」「各種項目のうち、情報提供、ワクチン接種、相談窓口や在宅療養者の支援」を特に充実させる
・パブリックコメント、議会への報告・成案化と県への事前確認を経て令和8年7月までに千葉県知事へ報告する

8 計画改定後の取り組み

- ①対応マニュアルの改定
- ②業務継続計画(BCP)の定期的な見直し(従来より継続)

● 市行動計画改定のポイント

1 平時の準備の充実

- ・庁内関係部署間及び、市と県(保健所)や医療機関、関係機関等との連携体制やネットワークの再構築
- ・国、県が実施する研修や訓練への参加継続などによる人材育成
- ・感染症発生時の相談窓口、医療・検査・ワクチン接種体制立ち上げを迅速に行う体制を整備

2 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- ・これまで海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期ごとに、各対策項目について述べていた構成を、各項目ごとに全て3期(準備期・初動期・対応期)に分けて記載
- ・7項目だった対策項目を10項目に拡充(項目については次ページ参照。国・千葉県は6項目を13項目に拡充)
- ・市が主体となる情報提供、ワクチン接種、相談窓口、在宅療養者の支援^{*}等の項目について記載を充実
- ・偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理
- ・公共施設の利用基準などの考え方を整理
- ・「人材育成」、「県・近隣市との連携」、「DXの推進」の3つについて横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化

^{*} 感染症法第44条の三 在宅等療養者から報告や療養上の協力を求めることについて、県は市にその対応について協力を求めることができる(感染症法の改正)

3 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- ・新型インフルエンザ等及び新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- ・県の方針に基づき、感染拡大防止と市民生活・市民活動、経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

4 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

- ・現在使用中の本市予防接種関係システムを、国が進める標準化に順次対応
- ・ワクチン接種や給付業務等、臨時の時に活用できるシステムを平時から整理

5 実行性確保のための取組

- ・市行動計画に沿った取組を推進するとともに、実施状況について定期的に点検
- ・広報、相談窓口、ワクチン接種、在宅療養者支援など特に市の業務として重要なものについては、計画改定後に対応マニュアルを修正
- ・適宜BCP[松戸市新型インフルエンザ等編]の見直しの継続

● 平成26年(平成30年一部改定)版と、令和7年度改定案の比較

平成26年(平成30年一部改定)版	令和7年度改定案 ◇印は一般市※に必須とされた項目	説明 ◇以外の項目は、市独自に追加した理由も含む
実施体制	◇実施体制	新型コロナ当時を参考にして、本市の体制に「(仮)新型インフルエンザ等対策実行本部」を追加
サーベイランス・情報収集	情報収集・分析	「サーベイランス(感染症動向の監視)」は主に国、県が行うため、市はこれらの情報を収集して平時から感染動向を把握する。また、市独自に得られる情報についても収集し、可能な範囲で分析を行う
情報提供・共有	◇情報提供・共有、リスクコミュニケーション	国、県が新たに追加した「リスクコミュニケーション」について、情報や意見のやり取りを通じてリスク情報とその見方の共有を目指すことを明記
予防・まん延防止	◇まん延防止(準備期・初動期が必須)	県の方針により対応の切り替えが行われるため、これに関連した「指示内容の周知」や「指示への理解・協力をお願い」について柔軟かつ迅速に対応する必要がある。このため必須である準備期・初動期に、対応期の内容を追加
予防接種	◇ワクチン	新型コロナ当時を参考に、計画でも多くのページを割いている。多岐にわたる内容について記載しておくため、計画改定後に本市対応マニュアル第2版を改定予定
医療	医療	医療に関しては県が司令塔となり、平時からの協定締結などを通して、初動期・対応期には相談センターや医療機関等との連携・運用を行う。これらの動きに対して、市として柔軟かつ迅速に対応できるように、平時から協力体制を築き、初動期・対応期においても調整しながら対応する
	検査	検査に関しては千葉県衛生研究所がJHSや各医療機関等と連携して行う。新型コロナ当時を参考に、県の体制を補う対応の可能性を示した
	◇保健(対応期のみ必須)	平時から市内の感染症対応(連絡体制、対応訓練等)を整備し県からの協力要請に備えるため、準備期・初動期を追加
	◇物資(準備期のみ必須)	平時から個人や事業者へ衛生用品(マスク等)備蓄を呼びかけるが、初動期に不足が生じ県へ支援を要請する場合を想定し、項目を追加
市民生活及び市民経済の安定の確保	◇市民生活及び市民経済の安定の確保	新型コロナ当時を参考に、計画改定後に本市対応マニュアル第2版を改定予定

※ 一般市とは保健所設置市・特別区以外の自治体を指す(市町村行動計画作成の手引きより)